

平成25年12月9日

各 位

会社名 サイボウズ株式会社
本店所在地 東京都文京区後楽一丁目4番14号
代表者の役職氏名 代表取締役社長 西端 慶久
(コード番号 4776 東証第一部)
問い合わせ先 取締役副社長 山田 理
電話番号 03-5805-9035 (代表)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年12月9日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社は、平成19年11月27日付で全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単위를100株とするため、1株につき100株の割合をもって株式分割を行うとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年12月31日（火曜日）（同日は、株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成25年12月30日（月曜日））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成25年12月31日（火曜日）最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数といたします。

※同日は、株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成25年12月30日（月曜日）となります。

① 株式分割前の当社発行済株式総数	:	527,578株
② 今回の分割により増加する株式数	:	52,230,222株
③ 株式分割後の発行済株式総数	:	52,757,800株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	:	193,428,000株

(3) 分割の日程

① 基準日公告日	:	平成25年12月9日（月曜日）
② 基準日	:	平成25年12月31日（火曜日）
③ 効力発生日	:	平成26年1月1日（水曜日）

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成26年1月1日（水曜日）

※平成25年12月26日（木曜日）をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成26年1月1日（水曜日）をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

現行定款	変更後定款
【発行可能株式総数】 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,934,280株</u> とする。	【発行可能株式総数】 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>193,428,000株</u> とする。
(新設)	【単元株式数】 第7条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。
第7条～第40条 (条文省略)	第8条～第41条 (現行どおり)
(新設)	【附則】 第1条 <u>第6条の変更、第7条の新設及びこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は平成26年1月1日とする。</u> 第2条 <u>本附則は、前条の効力発生日をもって削除する。</u>

以上